

五島市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月28日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5五監第693号
令和6年2月28日

五島市議会議長 木口利光様
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬
五島市監査委員 荒尾正登

令和5年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和6年8月28日までに本職に通知ください。

記

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査）

第3 監査の対象

1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 社会福祉法人五島市社会福祉協議会（財政援助団体）
- (2) 所管部局 福祉保健部（社会福祉課）

2 対象項目

令和4年度に財政的援助（補助金）を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、法人運営事業に関するものに限る。

第4 監査の着眼点

1 対象団体関係

- (1) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われ、精算報告は適正に行われているか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (5) 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。また、定期的に証憑書類と記帳を第三者がチェックする機能があるか。監査の報告が適正になされているか。

2 所管部局関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (3) 補助金の交付目的、補助対象事業及び条件の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。また、目的達成に向け事業効果が図られているか（事業報告、実績報告、事情聴取等）。
- (8) 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (9) 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財政援助団体及び所管部局から財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について財政援助団体及び所管部局の職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、監査に伴い、公認会計士の専門的知識、経験等を活用し、監査機能の充実・強化を図るため、監査支援業務を委託し、公認会計士によるリスクや問題点に関する報告を参考にして、監査委員による監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 監査の期間 令和5年9月6日から令和6年2月22日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等
 - (1) 説明聴取
 - ア 実施場所 福江総合福祉保健センター 教養娯楽室
 - イ 日程 令和6年1月17日
 - (2) 実地監査

ア 実施場所 社会福祉法人五島市社会福祉協議会事務室

イ 日 程 令和6年1月17日

(3) 講評会

ア 実施場所 市役所3階D会議室

イ 日 程 令和6年2月22日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項及び指導事項を除き、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

1 財政援助団体：社会福祉法人五島市社会福祉協議会

(1) 指摘事項

ア 慶弔費及び購読料について

法人運営事業以外に所属している職員本人及びその親族に係る慶弔費を法人運営事業の渉外費で計上しているため、サービス区分及び勘定科目を改めるべきである。また、職員が利用するための新聞や専門雑誌を購入し、教養娯楽費で計上しているため、適正な勘定科目に改め、各サービス区分間で按分するなど実態に合わせて支出すべきである。

勘定科目は、経費の内容及び状態を正確に把握できることで補助金の交付の対象となる事業種目及び経費の算定をすることにつながるから、各勘定科目の意味を整理・理解するとともに、チェック体制の構築及び強化が望まれる。

イ 光熱費負担金について

社会福祉協議会の事務室には、法人運営事業以外のサービス区分も混在するから、事務室の光熱費負担金については、各サービス区分間で按分し、支出すべきである。

(2) 指導事項

ア 預金口座の管理体制について

会計職員一人が預金通帳とインターネットバンキングの暗証番号を管理して、預金口座から入出金ができる状態にあるから、不正送金や誤送金などの事件や事故の発生リスクを抱えている。このため、承認者を別に設けて、振込等の申請と承認の権限は分離すべきである。

2 所管部局：福祉保健部（社会福祉課）

(1) 指摘事項

ア 補助金の返還について

法人運営事業（一般事業）の役員報酬については、補助対象事業費1,736,370円に対して892,000円を補助しているが、五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付基準（以下「交付基準」という。）において、補助率は、「5割

補助」と定められているから、5割を超えて交付している23,815円を返還させるべきである。

また、法人運営事業（一般事業）の諸会費については、補助対象事業費293,844円に対して293,688円を補助しているが、そのうちの安全運転管理者会費と社会保険協会会費の補助率は、交付基準において、「5割補助」と定められているから、交付基準を超えて交付している10,344円を返還させるべきである。

イ 補助金の精算手続きについて

補助金の精算手続きにおいては、仕訳伝票や総勘定元帳を確認していない。個々の支払が当該補助対象経費であるかどうかを判断する必要があるため、実際に帳簿及び支払を証する書類を確認すべきである。

このことについては、平成28年度財政援助団体等監査において同様の指摘をしたところであるから、情報の共有を図りたい。

(2) 指導事項

ア 補助金の交付基準について

五島市社会福祉協議会運営費等補助金については、補助の条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等が明確でないことから、補助対象経費を列挙するなど交付基準の表記を改めるべきである。

また、職員親族の慶弔費や監査時の食事代などは補助対象経費として適当ではないと考えられるので、補助対象経費を見直すべきである。

イ 五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領に定める添付書類について

交付申請書及び実績報告書の添付書類は、五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領（平成26年3月31日付け決裁。以下「交付要領」という。）に定める様式を使用していないので、補助事業者に対して指導すべきである。

ウ 補助金の額の確定について

概算払による補助金の実績報告書が翌年度の5月10日に提出され、補助金の額の確定日が、同月15日となっている。

地方自治法第208条第1項は「普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。」として、会計年度について規定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第143条第1項第5号は「前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度」として、歳出の会計年度所属区分について規定するから、実績報告書の受領が翌年度となったとしても、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を当該年度の3月31日までに確定されたい。

3 まとめ

令和5年度財政援助団体等監査の監査結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
社会福祉法人五島市社会福祉協議会	2件	1件	0件	3件
福祉保健部社会福祉課	2件	3件	0件	5件
合計	4件	4件	0件	8件

社会福祉法人五島市社会福祉協議会においては、会計処理についてサービス区分の誤り、勘定科目の誤りが見受けられた。また、会計職員一人が預金通帳とインターネットバンキングの暗証番号を管理して、預金口座から入出金ができる状態にあるから、複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）及び社会福祉法人五島市社会福祉協議会経理規程に基づき適正な事務処理を行われたい。

福祉保健部社会福祉課においては、補助金の精算手続きにおいて実際に帳簿及び支払を証する書類を確認しておらず、過大に補助していた。また、補助事業の内容等は、補助金交付の重要な事項であるから、交付要領に不備がないよう整備するとともに、補助金の額の確定に当たっては、交付要領等に基づき厳正な審査を実施されたい。

以上のとおり、会計処理、補助金の精算手続き等に不適正なものが見受けられたから、社会福祉法人会計基準、自治令等にのっとり、適正な事務処理に努められたい。

【参照条文】

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日付け雇児発0331第7号・社援基発0331第2号・障 障発0331第2号・老 総発0331第4号）

6 本部会計の区分について

略

法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。

7～24 略

25 計算書類の勘定科目及び注記について

(1) 計算書類の勘定科目

勘定科目は別添3に定めるとおりとする。

略

(2) 略

26～27 略

別添3

②支出の部			
<事業活動による支出>			
大区分	中区分	小区分	説明
事業費支出	教養娯楽費支出		利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出をいう。
事務費支出	渉外費支出		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。

○五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領(平成26年3月31日付け決裁)

(補助の対象及び補助額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、五島市社会福祉協議会の運営に要する経費で市長が別に定めるものとする。

2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

○五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付基準（五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領第2条第1項関係）

一般事業

五島市社会福祉協議会法人本部の運営経費を補助する。

人件費

*役員報酬（5割補助）

*職員人件費（俸給、諸手当、法定福利費、退職積立金）

①～③ 略

事務費

*本部局長、次長、職員の事務的経費とし、以下のものを除く。

①旅費交通費

略

②諸会費

・社協全体に関わる経費（安全運転管理者、社会保険協会、予算対策活動）【5割補助】

③～④ 略

事業費

＊本部の車輛等の維持経費【10割補助】

上記のほか、予算要求段階、補助金申請段階で補助すべきと認められない事業費については補助しない。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（会計年度及びその独立の原則）

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 略

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（歳出の会計年度所属区分）

第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

一～四 略

五 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度

2 略

○五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき（第12条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第3号）に市長の定める書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 略

（補助金等の額の確定）

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

○五島市補助金等交付規則の施行について（通知）（平成16年12月24日付け16五財第1179号・16五総第1615号）

第2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項（第4条―第9条）

1 略

2 略 申請書の提出期限、添付書類等については、個々の要綱で規定しなければならないものであること。

3～8 略

第3 補助事業等の遂行等に関する事項（第10条―第16条）

1～3 略

4 補助事業者等が補助事業等実績報告書（様式第3号）を提出しなければならないのは、次の場合であるが、提出部数及び提出期限並びに添付すべき関係書類の種類及び様式等は、個々の要綱で定めるべきものであること。（第13条）

(1) 補助事業等が完了したとき。

(2) 補助事業等の廃止の承認を受けたとき。

(3) 補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したとき。

なお、間接補助事業等の実績については、補助事業者等をして、間接補助事業者等から提出を受けた報告書の写しを添付せしめる等の方法により、十分に把握すべきものであること。

5 実績報告書の内容の審査及び現地調査等により、補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定（交付の決定の金額を減額すべきものと認めるときは補助金等の減額をする旨、金額に異動のないときは当初の交付の決定のとおりである旨の意思を決定）し、当該補助事業者等に補助金等交付額確定通知書（様式第4号）又は別記様式第2号により通知するものであること。（第14条）

なお、国の間接補助金等に係る補助金等については、原則として、国の額の確定の通知を受けた後に行うべきものであること。

6～7 略

第8 財政援助団体の概要

1 社会福祉法人五島市社会福祉協議会

(1) 設立年月日 平成16年7月30日

(2) 設立の目的 この社会福祉法人は、五島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(3) 事務所の所在地 五島市三尾野一丁目7番1号

(4) 組織

ア 役員 15人（会長1人、副会長1人、理事11人、監事2人）

イ 会員 協議会の趣旨に賛同する者並びに関係機関・団体（令和5年3月31日現在の会員数 一般会員215人、賛助会員354人、施設団体会員10

1 施設)

(5) 事業の内容

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 福祉事業基金運営事業
- ク 生活福祉資金貸付等受託事業
- ケ 福祉資金貸付事業
- コ ボランティア活動推進事業
- サ 福祉センターの設置・経営（三井楽町総合福祉センター・地域福祉センター荒川温泉）
- シ 福祉センター等の管理・経営（富江地域福祉センター）
- ス デイサービスセンターの管理・経営（デイサービスセンターかばしま・デイサービスセンター久賀・岐宿デイサービスセンター）
- セ 居宅介護支援事業の経営
- ソ 訪問介護事業の経営
- タ 通所介護事業の経営
- チ 障害福祉サービス事業の経営
- ツ 自家用自動車有償運送事業の経営
- テ 短期入所生活介護事業の経営
- ト 地域包括支援センター窓口業務等受託事業
- ナ 毎日型配食サービス受託事業
- ニ 生活支援ハウス事業の経営
- ヌ 成年後見制度に関する事業
- ネ 福祉サービス利用援助受託事業
- ノ 自立相談支援受託事業
- ハ 保育施設及び地域型保育受託事業の経営
- ヒ 幼保連携型認定こども園事業の経営（とみえ認定こども園）
- フ 放課後児童健全育成事業
- ヘ 一時預かり事業（とみえ認定こども園）
- ホ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(6) 五島市との関わり

令和4年度における五島市から社会福祉法人五島市社会福祉協議会に対する補助金等の額は、次のとおりである。

ア 補助金及び負担金	219,622,912円
(監査対象補助金	90,533,311円)
イ 出資金	7,400,000円
ウ 指定管理料	38,478,496円

令和4年度 事業活動計算書

社会福祉法人名 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会
事業・拠点 [0111:法人運営事業]

法人運営事業サービス区分事業活動計算書 (自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	0259 会費収益	599,000	666,200	△67,200
	5001 個人会費収益	43,000	53,200	△10,200
	5002 賛助会費収益	354,000	375,000	△21,000
	5003 特別会費収益	202,000	238,000	△36,000
	0262 経常経費補助金収益	92,245,000	92,245,000	0
	0264 市区町村補助金収益	92,245,000	92,245,000	0
	5032 法人運営事業補助金収益	92,245,000	92,245,000	0
	0267 受託金収益	600,000	600,000	0
	0273 市老人クラブ連合会事務受託金収益	600,000	600,000	0
	5056 市老人クラブ連合会事務受託金収益	600,000	600,000	0
	0276 事業収益	6,609,740	6,599,330	10,410
	5062 利用料収益	6,458,650	6,483,800	△25,150
	0322 その他の収益	151,090	115,530	35,560
	5068 販売収益	151,090	115,530	35,560
サービス活動収益計(1)	100,053,740	100,110,530	△56,790	
サービス活動増減の部	費用			
	0015 人件費	124,542,166	125,553,809	△1,011,643
	4111 役員報酬	1,736,370	1,821,878	△85,508
	4112 職員給料	74,349,483	70,866,605	3,482,878
	4113 職員賞与	17,513,122	23,224,113	△5,710,991
	4114 賞与引当金繰入	7,583,000	8,057,000	△474,000
	4115 非常勤職員給与	6,301,163	6,076,795	224,368
	4118 法定福利費	17,059,028	15,507,418	1,551,610
	0016 事業費	14,463,152	5,188,005	9,275,147
	4216 教養娯楽費	75,808	123,498	△47,690
	4218 水道光熱費	1,772,752	1,128,347	644,405
	4220 消耗器具備品費	216,918	146,354	70,564
	4221 保険料	146,126	128,492	17,634
	4223 車輛費	1,301,594	1,482,387	△180,793
	4226 修繕費	10,750,425	2,095,200	8,655,225
	0327 その他の事業費	175,379	83,727	91,652
	4245 その他の事業費	175,379	83,727	91,652
	4251 雑費	24,150	0	24,150
	0017 事務費	15,313,104	18,846,373	△3,533,269
	4311 福利厚生費	174,544	158,359	16,185
	4313 旅費交通費	60,020	66,900	△6,880
	4314 研修研究費	14,300	20,000	△5,700
	4315 事務消耗品費	1,761,574	2,063,000	△301,426
	4316 印刷製本費	170,500	97,460	73,040
	4317 水道光熱費	2,479,685	4,402,385	△1,922,700
	4319 修繕費	19,800	143,880	△124,080
	4320 通信運搬費	1,515,343	1,614,791	△99,448
	4321 会議費	11,922	34,014	△22,092
	4323 業務委託費	746,857	1,552,866	△806,009
	4324 手数料	408,306	301,315	106,991
	4325 保険料	519,326	515,115	4,211
	4326 賃借料	1,706,447	1,744,455	△38,008
	4327 土地・建物賃借料	400,000	320,000	80,000
	4328 租税公課	631,400	1,035,050	△403,650
	4329 保守料	2,325,234	2,670,849	△345,615
	4330 渉外費	281,684	105,898	175,786
	4331 諸会費	317,844	320,929	△3,085
	0324 返還金	1,711,689	1,619,110	92,579
	4342 補助金返還金支出	1,711,689	1,619,110	92,579
	4336 雑費	56,629	59,997	△3,368
	0027 減価償却費	9,120,549	9,225,863	△105,314
	0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	△2,575,064	△2,575,059	△5
サービス活動費用計(2)	160,863,907	156,238,991	4,624,916	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△60,810,167	△56,128,461	△4,681,706	

サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	1,897	1,710	187		
		0098 その他のサービス活動外収益	9,670,545	44,374	9,626,171		
		5874 雑収益	9,670,545	44,374	9,626,171		
		サービス活動外収益計(4)	9,672,442	46,084	9,626,358		
	費用						
サービス活動外費用計(5)		0	0	0			
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	9,672,442	46,084	9,626,358		
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	△51,137,725	△56,082,377	4,944,652		
特別増減の部	収益	0106 拠点区分間繰入金収益	62,462,641	54,642,489	7,820,152		
		0107 サービス区分間繰入金収益	1,594,770	1,666,927	△72,157		
		0110 サービス区分間固定資産移管収益	△5,163,000	0	△5,163,000		
		特別収益計(8)	58,894,411	56,309,416	2,584,995		
	費用	0048 サービス区分間繰入金費用	8,248,980	7,052,400	1,196,580		
		0050 拠点区分間固定資産移管費用	0	1	△1		
		0051 サービス区分間固定資産移管費用	△5,163,000	0	△5,163,000		
		特別費用計(9)	3,085,980	7,052,401	△3,966,421		
				特別増減差額(10)=(8)-(9)	55,808,431	49,257,015	6,551,416
				税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	4,670,706	△6,825,362	11,496,068
		法人税、住民税及び事業税(12)	0	0	0		
		法人税等調整額(13)	0	0	0		
		当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)	4,670,706	△6,825,362	11,496,068		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(15)		187,132,812	204,030,932	△16,898,120		
	当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)		191,803,518	197,205,570	△5,402,052		
	基本金取崩額(17)		0	0	0		
	基金取崩額(18)		0	0	0		
	その他の積立金取崩額(19)		451,000	1,719,300	△1,268,300		
	6333 施設修繕及び備品等購入積立金取崩額		451,000	1,719,300	△1,268,300		
	その他の積立金積立額(20)		11,193,191	11,792,058	△598,867		
	6332 施設修繕及び備品等購入積立金積立額		11,193,191	11,792,058	△598,867		
	次期繰越活動増減差額(21)=(16)+(17)+(18)+(19)-(20)		181,061,327	187,132,812	△6,071,485		

令和4年度 資金収支計算書

法人名 社会福祉法人 五島市社会福祉協議会
事業・拠点 [0111:法人運営事業]

法人運営事業サービス区分資金収支計算書 (自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異
収入	0288 会費収入	668,000	599,000	69,000
	8001 個人会費収入	59,000	43,000	16,000
	8002 賛助会費収入	385,000	354,000	31,000
	8003 特別会費収入	224,000	202,000	22,000
	0291 経常経費補助金収入	92,245,000	92,245,000	0
	0293 市区町村補助金収入	92,245,000	92,245,000	0
	8032 法人運営事業補助金収入	92,245,000	92,245,000	0
	0296 受託金収入	600,000	600,000	0
	0302 市老人クラブ連合会事務受託金収入	600,000	600,000	0
	8056 市老人クラブ連合会事務受託金収入	600,000	600,000	0
	0305 事業収入	6,469,000	6,609,740	△140,740
	8061 参加費収入	10,000	0	10,000
	8062 利用料収入	6,292,000	6,458,650	△166,650
	0323 その他の収入	167,000	151,090	15,910
	8068 販売収入	167,000	151,090	15,910
	0200 受取利息配当金収入	6,000	1,897	4,103
	8541 受取利息配当金収入	6,000	1,897	4,103
	0201 その他の収入	10,805,000	9,670,545	1,134,455
	0320 雑収入	10,805,000	9,670,545	1,134,455
	8614 雑収入	10,805,000	9,670,545	1,134,455
	事業活動収入計(1)	110,793,000	109,726,182	1,066,818
事業活動による収支	0129 人件費支出	127,230,000	125,016,166	2,213,834
	7111 役員報酬支出	1,924,000	1,736,370	187,630
	7112 職員給料支出	75,165,000	74,349,483	815,517
	7113 職員賞与支出	25,522,000	25,509,122	12,878
	7114 非常勤職員給与支出	7,220,000	6,362,163	857,837
	7116 法定福利費支出	17,399,000	17,059,028	339,972
	0130 事業費支出	16,612,000	14,463,152	2,148,848
	7216 教養娯楽費支出	127,000	75,808	51,192
	7218 水道光熱費支出	2,179,000	1,772,752	406,248
	7220 消耗器具備品費支出	432,000	216,918	215,082
	7221 保険料支出	147,000	146,126	874
	7223 車両費支出	1,452,000	1,301,594	150,406
	7226 修繕費支出	11,946,000	10,750,425	1,195,575
	0328 その他の事業費支出	304,000	175,379	128,621
	7245 その他の事業費	304,000	175,379	128,621
	7251 雑支出	25,000	24,150	850
	0131 事務費支出	16,600,000	15,313,104	1,286,896
	7311 福利厚生費支出	213,000	174,544	38,456
	7313 旅費交通費支出	147,000	60,020	86,980
	7314 研修研究費支出	815,000	14,300	800,700
	7315 事務消耗品費支出	2,032,427	1,761,574	270,853
	7316 印刷製本費支出	179,000	170,500	8,500
	7317 水道光熱費支出	2,497,573	2,479,685	17,888
	7319 修繕費支出	50,000	19,800	30,200
	7320 通信運搬費支出	1,672,000	1,515,343	156,657
	7321 会議費支出	45,000	11,922	33,078
	7323 業務委託費支出	1,153,000	746,857	406,143
	7324 手数料支出	561,000	408,306	152,694
	7325 保険料支出	522,000	519,326	2,674
	7326 賃借料支出	2,458,000	1,706,447	751,553
	7327 土地・建物賃借料支出	400,000	400,000	0
	7328 租税公課支出	640,000	631,400	8,600
	7329 保守料支出	2,460,000	2,325,234	134,766
	7330 渉外費支出	330,000	281,684	48,316
	7331 諸会費支出	354,000	317,844	36,156
	0325 返還金支出	1,000	1,711,689	△1,710,689
	7342 補助金返還金支出	1,000	1,711,689	△1,710,689
7336 雑支出	70,000	56,629	13,371	
	事業活動支出計(2)	160,442,000	154,792,422	5,649,578
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△49,649,000	△45,066,240	△4,582,760

施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出				
		施設整備等支出計(5)	0	0	0
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支	収入	0214 積立資産取崩収入	451,000	451,000	0
		8864 施設修繕及び備品等購積立資産取崩収入	451,000	451,000	0
		0222 拠点区分間繰入金収入	64,447,000	62,462,641	1,984,359
		0332 拠点区分間繰入金収入	64,447,000	62,462,641	1,984,359
		8895 高齢者福祉事業区分間繰入金収入	3,419,000	3,419,000	0
		8896 介護保険事業区分間繰入金収入	53,071,000	51,440,218	1,630,782
		8898 児童福祉事業区分間繰入金収入	7,957,000	7,603,423	353,577
		0223 サービス区分間繰入金収入	1,996,000	1,594,770	401,230
		8901 サービス区分間繰入金収入	1,996,000	1,594,770	401,230
		その他の活動収入計(7)	66,894,000	64,508,411	2,385,589
	支出	0152 積立資産支出	11,194,000	11,193,191	809
		7633 施設修繕及び備品等購積立資産支出	11,194,000	11,193,191	809
		0161 サービス区分間繰入金支出	8,354,000	8,248,980	105,020
		7691 サービス区分間繰入金支出	8,354,000	8,248,980	105,020
			その他の活動支出計(8)	19,548,000	19,442,171
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	47,346,000	45,066,240	2,279,760
	予備費支出(10)	0			
		0	—	0	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△2,303,000	0	△2,303,000
		前期末支払資金残高(12)	781,000	780,017	983
		当期末支払資金残高(11)+(12)	△1,522,000	780,017	△2,302,017

第9 補助金等の概要

1 五島市社会福祉協議会運営費等補助金

(1) 支出根拠 五島市社会福祉協議会運営費等補助金交付要領

(2) 趣旨 市は、社会福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、社会福祉法人五島市社会福祉協議会に対し五島市社会福祉協議会運営費等補助金を交付するものとし、その交付については、五島市社会福祉法人に対する助成条例(平成16年五島市条例第83号)、五島市社会福祉法人に対する助成条例施行規則(平成16年五島市規則第54号)及び五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(3) 補助対象事業 五島市社会福祉協議会法人運営事業

ア 一般事業(五島市社会福祉協議会法人本部の運営経費)

イ 福祉センター管理事業(三井楽、玉之浦の施設運営経費)

ウ 地域福祉事業(地域福祉活動推進事業の運営経費)

(4) 補助対象経費 五島市社会福祉協議会の運営に要する経費

(5) 補助金の額 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。